

# 緊急交通路と緊急通行車両等の取扱いについて

## 緊急交通路について

大規模災害発生時には、被災地域への車両流入抑制を行い災害活動用車両を通行させるため、災害対策基本法等の規定に基づき区間または区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の通行禁止または制限する交通規制が必要に応じて実施されます。

この規制された道路を「緊急交通路」と呼び、公安委員会（警察）は緊急通行車両等であることの確認を行い、「緊急通行車両等確認証明書」と「標章」を発行します。

## 緊急通行車両等について

### 1 緊急通行車両

- ・ 道路交通法に基づく緊急自動車（例：パトカー・消防車救急車等）
- ・ 災害対策基本法に規定される指定機関が保有し、又は同機関との契約等により災害応急対策に使用される車両で標章を掲示しているもの



※緊急自動車（パトカー消防車等）  
標章・証明書は不要

※標章・証明書が必要  
災害応急対策に使用される車両

### 2 規制除外車両

- ・ 災害対策に従事する自衛隊・米軍及び外交官車両で特別の自動車登録番号標（ナンバープレート）を有している車両
- ・ 民間事業者等による災害応急対策車両であって都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付した「標章」を掲示しているもの



※標章・証明書は不要  
自衛隊車両・米軍車両・外交官車両

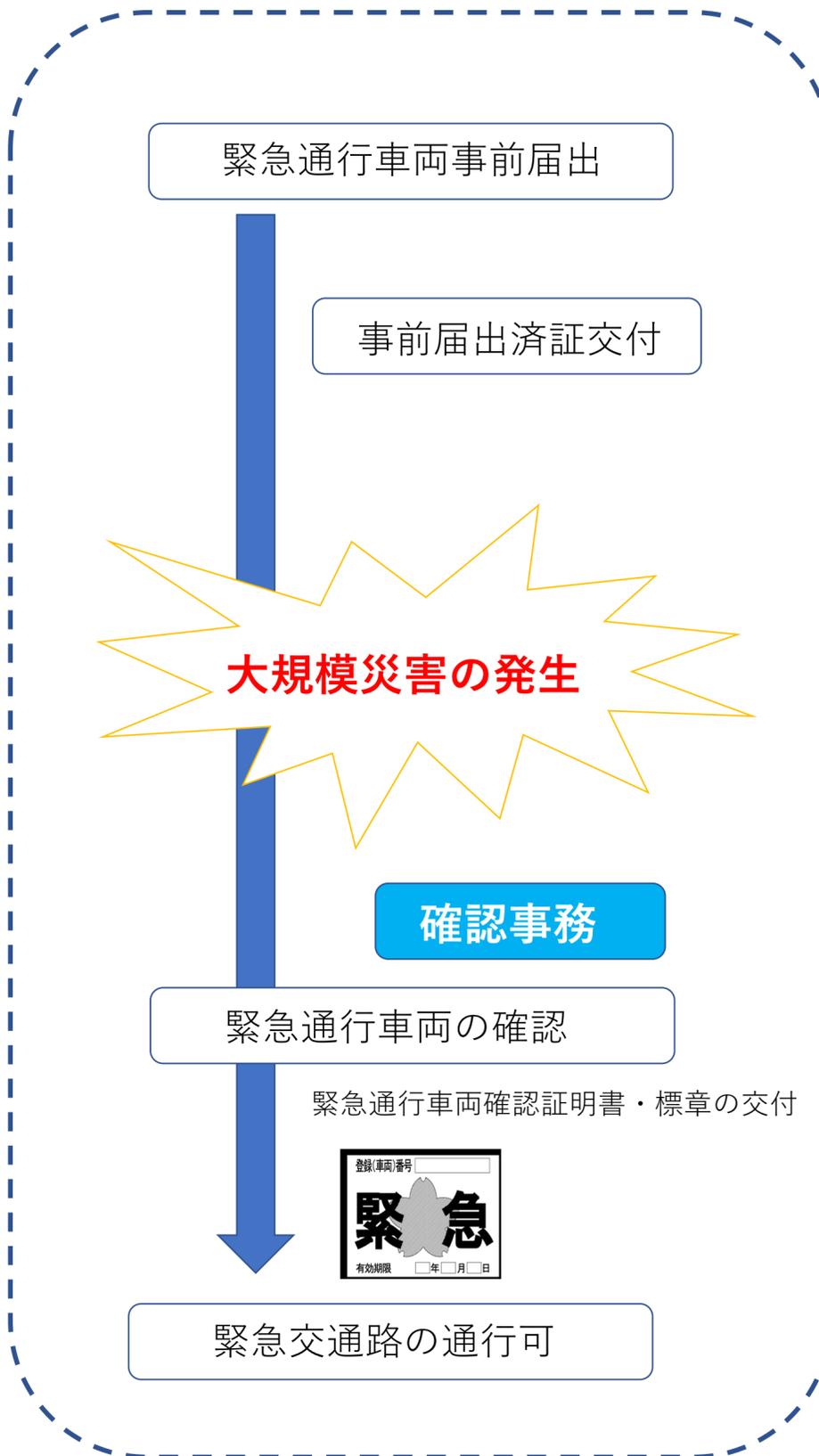


※標章・証明書が必要

# 緊急通行車両等の確認手続について

令和5年9月1日災害対策基本法等の一部改正に伴い、災害発生時において行うとされていた緊急通行車両の確認が、災害発生等より前も行えるようになり、災害発生前に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付できるようになりました。

## 改正前



## 改正後



発災前に確認証明書・標章の交付を受けることにより、災害応急対策を的確かつ円滑に行うことができます。

\* 規制除外車両は災害発生後、被災地の交通状況等を考慮して、順次、通行できる車両が決められます。確認証明書・標章は災害発生後の交付となります。

# 災害発生時における緊急交通路の通行方法

- 1 緊急通行車両の確認証明書・標章をすでに受けている方  
緊急交通路を通行する際、車両前面の見やすい場所（ダッシュボードの上など）に提示して下さい。
- 2 事前届出済証をお持ちの方  
最寄りの警察本部、警察署、緊急交通路に設置された交通検問所に提出し、その場で交付される証明書と標章を受領して、緊急交通路を通行する際、車両前面の見やすい場所（ダッシュボードの上など）に提示して下さい。
- 3 確認申出を受けていない緊急車両及び事前届出をしていない規制除外車両  
緊急交通路の設定後、最寄りの警察署において、緊急通行車両等の確認手続きを行い、証明書及び標章の交付を受けることができます。  
なお、災害発生時は事務手続の混乱も予想されることから、緊急通行車両については事前に確認申出を、規制除外車両については事前届出をお願いします。

## 奈良県における緊急交通路予定路線

- 高速道路・自動車専用道路  
西名阪自動車道・名阪国道・第二阪奈有料道路・南阪南有料道路  
京奈和自動車道
- 国道・県道等  
国道24号・国道25号・国道163号・国道165号・国道168号  
国道169号・国道371号（高野龍神スカイライン）  
阪奈道路（県道奈良生駒線）